

沖縄県がん診療連携協議会要項の一部改正に伴う新旧対照表（案）

新	旧
<p>(改正理由)</p> <p>・琉球大学医学部附属病院のがんセンター運営委員会委員長を本協議会委員に追加すること及びそれに伴う条項の修正。</p>	
<p style="text-align: center;">沖縄県がん診療連携協議会要項（案）</p> <p>第1条 略</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 琉大病院の病院長 (2) 沖縄県の地域がん診療連携拠点病院（別表1）の病院長 (3) 沖縄県の地域がん診療病院（別表2）の病院長 (4) 沖縄県医師会長 (5) 沖縄県歯科医師会長 (6) 沖縄県薬剤師会長 (7) 沖縄県看護協会会長 (8) 沖縄県政策参与 (9) 沖縄県保健医療部長 (10) 琉大病院のがんセンター長 (11) 琉大病院のがんセンター運営委員会委員長 (12) 琉大病院の医療福祉支援センター長 	<p style="text-align: center;">沖縄県がん診療連携協議会要項</p> <p>第1条 略</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 琉大病院の病院長 (2) 沖縄県の地域がん診療連携拠点病院（別表1）の病院長 (3) 沖縄県の地域がん診療病院（別表2）の病院長 (4) 沖縄県医師会長 (5) 沖縄県歯科医師会長 (6) 沖縄県薬剤師会長 (7) 沖縄県看護協会会長 (8) 沖縄県政策参与 (9) 沖縄県保健医療部長 (10) 琉大病院のがんセンター長 (新規) (11) 琉大病院の医療福祉支援センター長

<p>(13) 琉大病院の薬剤部長 (14) 琉大病院の看護部長 (15) 琉大病院の事務部長 (16) 沖縄県の地域がん診療連携拠点病院から 各2人 (17) 沖縄県の地域がん診療病院から 各2人 (18) 患者関係の立場の者から 若干人 (19) 有識者 若干人 (20) その他琉大病院の病院長が必要と認める者 若干人</p> <p>2 前項に規定する委員は、琉大病院の病院長が委嘱する。 3 第1項に規定する委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。 4 第1項に規定する委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。</p> <p>第3条～第10条 略</p> <p>別表1～別表2 略</p> <p>附則 1 この要項は、平成20年 7月15日から施行する。 2 この要項施行後、最初に委嘱される第2条第1項第14号から第18号に規定する委員の任期は、同条3項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。</p> <p>附則 この要項は、平成20年 9月22日から施行する。</p> <p>附則 この要項は、平成22年 6月11日から施行する。</p> <p>附則 この要項は、平成26年 8月 1日から施行し、平成26年 4月1日から適応する。</p>	<p>(12) 琉大病院の薬剤部長 (13) 琉大病院の看護部長 (14) 琉大病院の事務部長 (15) 沖縄県の地域がん診療連携拠点病院から 各2人 (16) 沖縄県の地域がん診療病院から 各2人 (17) 患者関係の立場の者から 若干人 (18) 有識者 若干人 (19) その他琉大病院の病院長が必要と認める者 若干人</p> <p>2 前項に規定する委員は、琉大病院の病院長が委嘱する。 3 第1項に規定する委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。 4 第1項に規定する委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。</p> <p>第3条～第10条 略</p> <p>別表1～別表2 略</p> <p>附則 1 この要項は、平成20年 7月15日から施行する。 2 この要項施行後、最初に委嘱される第2条第1項第14号から第18号に規定する委員の任期は、同条3項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。</p> <p>附則 この要項は、平成20年 9月22日から施行する。</p> <p>附則 この要項は、平成22年 6月11日から施行する。</p> <p>附則 この要項は、平成26年 8月 1日から施行し、平成26年 4月1日から適応する。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

この要項は、平成27年 8月 7日から施行し、平成27年 4月 1日から適応する。

附 則

この要項は、平成28年 5月 13日から施行し、平成28年 4月 1日から適応する。

附 則

この要項は、平成29年 6月 2日から施行し、平成29年 4月 1日から適応する。

附 則

この要項は、令和元年 5月 10日から施行し、平成31年 4月 1日から適応する。

附 則

この要項は、令和2年 2月 7日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年 8月 7日から施行し、平成27年 4月 1日から適応する。

附 則

この要項は、平成28年 5月 13日から施行し、平成28年 4月 1日から適応する。

附 則

この要項は、平成29年 6月 2日から施行し、平成29年 4月 1日から適応する。

附 則

この要項は、令和元年 5月 10日から施行し、平成31年 4月 1日から適応する。

沖縄県がん診療連携協議会要項（案）

〔平成20年7月15日〕
制 定

（設置）

第1条 がん診療連携拠点病院の整備に関する指針（平成26年1月10日厚生労働省健発第0110第7号）に基づき、琉球大学医学部附属病院（以下「琉大病院」という。）に沖縄県がん診療連携協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（組織）

第2条 協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 琉大病院の病院長
- (2) 沖縄県の地域がん診療連携拠点病院（別表1）の病院長
- (3) 沖縄県の地域がん診療病院（別表2）の病院長
- (4) 沖縄県医師会長
- (5) 沖縄県歯科医師会長
- (6) 沖縄県薬剤師会長
- (7) 沖縄県看護協会会長
- (8) 沖縄県政策参与
- (9) 沖縄県保健医療部長
- (10) 琉大病院のがんセンター長
- (11) 琉大病院のがんセンター運営委員会委員長
- (12) 琉大病院の医療福祉支援センター長
- (13) 琉大病院の薬剤部長
- (14) 琉大病院の看護部長
- (15) 琉大病院の事務部長
- (16) 沖縄県の地域がん診療連携拠点病院から 各2人
- (17) 沖縄県の地域がん診療病院から 各2人
- (18) 患者関係の立場の者から 若干人
- (19) 有識者 若干人
- (20) その他琉大病院の病院長が必要と認める者 若干人

2 前項に規定する委員は、琉大病院の病院長が委嘱する。

3 第1項に規定する委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 第1項に規定する委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、がん診療に関する次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域がん診療病院とがん診療連携拠点病院とのグループ指定における、地域性に応じたグループ内での役割分担を明確にした上でのグループ指定の組み合わせを決定すること。
- (2) 沖縄県内のがん診療連携拠点病院、特定領域拠点病院、地域がん診療病院の診療実績等を共有すること。(地域連携クリティカルパスの活用実績や地域の医療機関との紹介・逆紹介の実績、相談支援の内容別実績、がん患者の療養生活の質の向上に向けた取組状況等を含む。)
- (3) 沖縄県におけるがん診療及び相談支援の提供における連携協力体制について検討すること。
- (4) 沖縄県におけるがん診療連携拠点病院、特定領域拠点病院、地域がん診療病院が作成している地域連携クリティカルパスの一覧を作成・共有すること。
- (5) 沖縄県内の院内がん登録のデータの分析、評価等を行うこと。
- (6) 沖縄県におけるがん診療連携拠点病院、特定領域拠点病院、地域がん診療病院への診療支援を行う医師の派遣に係る調整を行うこと。
- (7) 沖縄県におけるがん診療連携拠点病院が実施するがん医療に携わる医師を対象とした緩和ケアに関する研修その他各種研修に関する計画を作成すること。
- (8) 沖縄県内の医療機関における診療、緩和ケア外来、相談支援センター、セカンドオピニオン、患者サロン、患者支援団体、在宅医療等へのアクセスについて情報を集約し医療機関間で共有するとともに、冊子やホームページ等でわかりやすく広報すること。
- (9) 都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会との体系的な連携体制を構築すること。
- (10) 国立がん研究センターによる研修に関する情報や都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会での決定事項が確実に沖縄県内で共有される体制を整備すること。
- (11) その他がん診療連携に関すること。

(議長)

第4条 協議会に議長を置き、琉大病院の病院長をもって充てる。

2 議長は、協議会を招集する。

3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 協議会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開くことができない。

2 委員は、やむを得ない理由により会議に出席することができないときは、その代理者を出席させることができる。

(意見の聴取)

第6条 議長は、必要があるときは、委員以外の者を協議会に出席させ、意見を聴くことができる。

(幹事会)

第7条 協議会に、協議会の運営を円滑に行うため、幹事会を置く。

2 幹事会に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(部会)

第8条 幹事会には必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会の設置、委員の構成、調査検討事項、その他運営事項等は議長が決める。

(事務)

第9条 協議会の事務は、琉球大学医学部事務部において処理する。

(雑則)

第10条 この要項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

別表1 (第2条第1項第2号関係)

沖縄県の地域がん診療連携拠点病院	那覇市立病院
	沖縄県立中部病院

別表2 (第2条第1項第3号関係)

沖縄県の地域がん診療病院	北部地区医師会病院
	沖縄県立八重山病院

附 則

1 この要項は、平成20年 7月15日から施行する。

2 この要項施行後、最初に委嘱される第2条第1項第14号から第18号に規定する委員の任期は、同条3項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則

この要項は、平成20年 9月22日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年 6月11日から施行する。

附 則

この要項は、平成26年 8月 1日から施行し、平成26年 4月 1日から適用する。

附 則

この要項は、平成27年 8月 7日から施行し、平成27年 4月 1日から適用する。

附 則

この要項は、平成28年 5月 13日から施行し、平成28年 4月 1日から適用する。

附 則

この要項は、平成29年 6月 2日から施行し、平成29年 4月 1日から適用する。

附 則

この要項は、令和元年 5月 10日から施行し、平成31年 4月 1日から適用する。

附 則

この要項は、令和2年 2月 7日から施行する。

沖縄県がん診療連携協議会委員 平成31年(令和元)度名簿 (任期:平成30年4月1日～令和2年3月31日)

No.	要項条項	氏名	異動・変更	ふりがな	所属	役職	要項での位置づけ
1	1	大屋 祐輔	変更	おおや ゆうすけ	琉球大学医学部附属病院	病院長	琉大病院の病院長
2	2	本竹 秀光	継続	もとたけ ひでみつ	沖縄県立中部病院	病院長	地域がん診療連携拠点病院の病院長
3	2	屋良 朝雄	継続	やら あさお	那覇市立病院	病院長	地域がん診療連携拠点病院の病院長
4	3	篠崎 裕子	新規	しのざき ゆうこ	沖縄県立八重山病院	病院長	地域がん診療病院の病院長
5	3	諸喜田 林	継続	しょきた はやし	北部地区医師会病院	病院長	地域がん診療病院の病院長
6	4	安里 哲好	継続	あさと てつよし	沖縄県医師会	会長	沖縄県医師会長
7	5	真境名 勉	継続	まじきな つとむ	沖縄県歯科医師会	会長	沖縄県歯科医師会長
8	6	亀谷 浩昌	継続	かめや ひろまさ	沖縄県薬剤師会	会長	沖縄県薬剤師会長
9	7	仲座 明美	継続	なかざ あけみ	沖縄県看護協会	会長	沖縄県看護協会会長
10	8	(役職対象者なし)	継続(H31.4～役職対象者なし)		沖縄県	政策参与	沖縄県政策参与
11	9	砂川 靖	継続	すなかわ やすし	沖縄県保健医療部	保健医療部長	沖縄県保健医療部長
12	10	増田 昌人	継続	ますだ まさと	琉球大学医学部附属病院がんセンター	センター長	琉大病院のがんセンター長
13	11	青木 陽一	新規	あおき よういち	琉球大学医学部附属病院がんセンター運営委員会	委員長	琉大病院のがんセンター運営委員会委員長
14	12	平田 哲生	変更	ひらた てつお	琉球大学医学部附属病院医療福祉支援センター	センター長	琉大病院の医療福祉支援センター長
15	13	中村 克徳	継続	なかむら かつのり	琉球大学医学部附属病院薬剤部	薬剤部長	琉大病院の薬剤部長
16	14	大嶺 千代美	継続	おおみね ちよみ	琉球大学医学部附属病院看護部	看護部長	琉大病院の看護部長
17	15	鬼村 博幸	変更	おにむら ひろゆき	琉球大学医学部	事務部長	琉大病院の事務部長
18	16	玉城 和光	継続	たまき かずみつ	沖縄県立中部病院	副院長	地域がん診療連携拠点病院より2名
19	16	朝倉 義崇	継続	あさくら よしたか	沖縄県立中部病院	血液・腫瘍内科部長	地域がん診療連携拠点病院より2名
20	16	宮里 浩	継続	みやざと ひろし	那覇市立病院	外科総括科部長	地域がん診療連携拠点病院より2名
21	16	友利 寛文	継続	ともり ひろふみ	那覇市立病院	外科部長	地域がん診療連携拠点病院より2名
22	17	尾崎 信弘	継続	おさき のぶひろ	沖縄県立八重山病院	外科部長	地域がん診療病院から2名
23	17	平良 美江	継続	たいら よしえ	沖縄県立八重山病院	副院長	地域がん診療病院から2名
24	17	柴山 順子	継続	しばやま じゅんこ	北部地区医師会病院	副院長	地域がん診療病院から2名
25	17	我如古 春美	継続	がねこ はるみ	北部地区医師会病院	看護部長	地域がん診療病院から2名
26	18	安里 香代子	継続	あさと かよこ	沖縄県がん患者会連合会	事務局長	がん患者の立場の者
27	18	大城 松健	継続	おおしろ しょうけん	公益社団法人 日本オストミー協会 沖縄支部	支部長	がん患者家族の立場の者
28	18	真栄里 隆代	継続	まえさと たかよ	ゆうかぎの会(離島圏におけるがん患者支援を考える会)	会長	がん患者の立場の者
29	18	片倉 政人	継続	かたくら まさんど	がんの子供を守る会 沖縄支部	代表幹事	がん患者遺族の立場の者
30	19	天野 慎介	継続	あまの しんすけ	一般社団法人グループ・ネクサス・ジャパン	理事長	有識者
31	19	埴岡 健一	継続	はにおか けんいち	国際医療福祉大学大学院	教授	有識者
32	19	新垣 綾子	継続	あらかき あやこ	沖縄タイムス編集局社会部	記者	有識者
33	20	本永 英治	継続	もとなが えいじ	沖縄県立宮古病院	病院長	琉大の病院長が必要と認める者
34	20	松村 敏信	継続	まつむら としのぶ	沖縄県立宮古病院	外科部長	琉大の病院長が必要と認める者
35	20	中山 幸子	変更	なかやま ゆきこ	沖縄県立宮古病院	副院長	琉大の病院長が必要と認める者
36	20	吉見 直己	継続	よしみ なおき	琉球大学医学部附属病院病理部	病理部長	琉大の病院長が必要と認める者
37	20	百名 伸之	継続	ひゃくな のぶゆき	琉球大学医学部附属病院小児科	講師	琉大の病院長が必要と認める者
38	20	足立 源樹	継続	あだち げんき	那覇市立病院	放射線科部長	琉大の病院長が必要と認める者